

## スウェーデン王国における 死因究明制度の概要について

警察庁刑事局捜査第一課

スウェーデン王国においては、法務省に  
設置された

**Rattsmedicinalverket**

(以下「法医学庁」という。)

が適正な司法手続に資するために不自然死体(病死以外)の解剖等を担当している。

## 面積

約45万平方キロメートル

## 総人口

約930万人

## 年間死者数

約90,000人

## 死因究明制度に関する根拠法令

- ・ 埋葬法(1990年)
- ・ 解剖法(1995年)

## 1 法医学庁の組織

1991年に法医学庁を設置

支所 スtockホルム等 6支所

人員 385人(2010年現在)

### 部門

- ・ 法医精神学部門 155人
- ・ 法医学部門 120人
- ・ 法医学者30人、法医研修医20人
- ・ 法医中毒学部門 70人
- ・ 法医遺伝学部門 20人
- ・ 管理部門 20人

## スウェーデンにおける法医学庁の支所



## 2 スウェーデンにおける死体取扱いの流れ

(1) 一般市民、医療関係者から警察に通報

(2) 警察官が警察で取り扱うべき死体  
(不自然死)か否かを確認

医師も現場臨場するが、不自然死か否かは最終的に警察官が判断する。

(3) 不自然死の場合、  
警察から法医学庁に解剖等を要請

(4) 法医学庁による解剖及び各種調査

死因の特定

(1) 一般市民、医療関係者から警察に通報

通報体数 約6,000件(2009年)

スウェーデン総死者数 約90,000人

→ 総死者数のうち6.7%を通報

警察が取り扱う死体

・ 全ての不自然死(病死以外の死)

【例】

身元不明死体

犯罪に関係があると思われる死体

法医学的な調査が必要と思われる死体

腐敗が進行している死体

死因不明の死体

自然死か不自然死か判断できない死体 等

(2) 警察官が警察で取り扱うべき死体(不自然死)  
か否かを判断(犯罪性のある場合)

通報された死体現場にパトロール中の警察官が臨場して不自然死か否かを判断

不自然死と判断した場合は報告書を作成して法医学庁に調査を要請

警察官が通報を受けて現場に臨場した約6,000体の内、約5,400体の調査を要請(約90%)

### 必要に応じ、法医学庁の法医学者に現場臨場要請

- ・ 2009年中、法医学者が警察の要請に基づき150件の現場に臨場
- ・ 不自然死と判断された場合、死体に付随する物品は死体とともに法医学庁に搬送
- ・ 死者の着衣、所持品については、法医学庁法医学部門による解剖終了後、警察に引継ぎ

### (3) 不自然死の場合、警察が法医学庁に解剖等を要請

法医学庁に搬送された死体は、法医学部門の法医が死体や警察官が作成した報告書を確認して解剖を実施する。

### (4) 法医学庁による解剖及び各種調査

#### 種別

死因を特定する場合 通常法医解剖(約1時間)

犯罪性がある場合 拡大法医解剖(8時間以上)

#### 体制

通常法医解剖 法医1人、アシスタント1人

拡大法医解剖 法医2人

薬毒物検査は法医中毒学部門において実施

## スウェーデンにおける死体取扱数等(2009年)

種 別	体 数	に対する割合	に対する割合
スウェーデン 総死者数	約90,000	—	—
警察に対する 届出数	約6,000	6.7%	—
法医学庁 通常法医解剖	5,149	5.7%	85.8%
法医学庁 拡大法医解剖	196	0.2%	3.3%

## 我が国における死体取扱数等(2009年)

種 別	体 数	に対する割合	に対する割合
総死者数	1,144,000	—	—
警察に対する 届出数	160,858	14.1%	—
行政解剖	9,615	0.8%	6.0%
司法解剖	6,569	0.6%	4.1%

総死者数については暫定値である。